

建設業許可の手引 令和2年4月改訂の内容

令和2年3月
秋田県建設部建設政策課

1 国土交通大臣許可業者に係る許可申請等の経由事務の廃止（令和元年法律第26号）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号）により、**令和2年4月1日**から、国土交通大臣に提出する許可申請書類等の経由事務が廃止され、地方整備局等に直接提出することとなるため、次のとおり改訂しました。

(1) 国土交通大臣許可の申請窓口・問い合わせ先に関する記述の補充

手引内の各所に国土交通大臣許可の申請窓口等について記述を追加しました。

(2) 国土交通大臣許可に係る手続に関する説明の削除

国土交通大臣許可に係る手続については、全て地方整備局等が取り扱うこととなるため、秋田県の許可の手引からは、国土交通大臣許可に係る手続に関する解説を削除しました。

2 成年被後見人等に関する取扱いの変更（令和元年法律第37号）

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）第8条の欠格事由の見直しが行われたため、手引の解説を修正しました。

(1) 許可の基準の解説の修正

建設業法第8条の改正に対応し、「成年被後見人又は被保佐人」を「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者（精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）」に改めました。

(2) 法定書類の変更

「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者」に該当しないことを確認する書類として、法務局が発行する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が発行する「身分証明書」に代えて、「契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」も認められます（医師の診断書により証明しようとする場合は、事前に窓口にご相談ください。）。

3 建設業許可申請書類等の簡素化

行政手続コスト（事業者の作業時間）削減のため、建設業法に基づく手続の簡素化（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）・建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）の改正）が行われ、**令和2年4月1日**から法定の提出書類及び確認資料が削減されるのに伴い、所要の改訂を行いました。

(1) 法定書類の削減（令和2年国土交通省令第8号）

許可申請時等に提出を求めている書類のうち、「国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）」が提出不要となります。

(2) 確認資料の削減（令和２年２月20日国土建第462号）

各種確認資料の見直しが行われ、建設業許可事務ガイドラインが改正されたのに対応し、次の確認書類について削減しました。

① 営業所に関する書類の削減

- ・ 営業所の地図
- ・ 不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書の写し等

※ 営業所の写真を提出する際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別を記載することとします。

② 建設業法施行規則第３条に規定する使用（令３条使用人）に関する書類の削減

- ・ 令３条使用人の常勤性を確認する書類（健康保険被保険者証カードの写し等）
- ・ 令３条使用人の権限を確認する委任状等

(3) 秋田県知事に対する技術職員に係る届出書類の削減

「国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の２）」の提出が不要となることに伴い、県の経営事項審査・建設工事入札参加資格審査の事務処理の都合上、同書類と併せて提出をお願いしていた技術職員に係る次の届出書類を廃止します。

- ・ 監理技術者資格者証の届出
- ・ 営業所の専任技術者以外の実務経験者の届出
- ・ 「のり面施工管理技術者」及び「舗装施工管理技術者」の届出

4 建設業法第７条第２号ハ該当・第15条第２号イ該当の技術者の追加・修正

近年の資格検定制度の変更等に対応し、有資格コード表の追加・修正を行いました。

《主な変更点》

- ・ 電気通信施工管理技士（１級・２級）の追加
- ・ 登録基幹技能者の追加
- ・ 技術士法の選択科目名の修正

お問い合わせ先／建設業許可に係る申請・届出窓口

《秋田県知事許可業者》各地域振興局総務企画部

鹿角地域振興局	TEL 0186-22-0456	由利地域振興局	TEL 0184-23-4153
北秋田地域振興局	TEL 0186-62-1252	仙北地域振興局	TEL 0187-63-3204
山本地域振興局	TEL 0185-52-6830	平鹿地域振興局	TEL 0182-32-1164
秋田地域振興局	TEL 018-860-3444	雄勝地域振興局	TEL 0183-73-8194

《国土交通大臣許可業者》

東北地方整備局建設部建設産業課 TEL 022-225-2171 (代)

《全般的なお問い合わせ》

秋田県建設部建設政策課 TEL 018-860-2425